

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和7年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2025年		2026年		2027年		2028年		2029年		2030年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
	(2025年度)		(2026年度)		(2027年度)		(2028年度)		(2029年度)		(2030年度)	
現在の有効期限												
① 2024年3月31日以前の者 (未更新者降格) →	(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)											
①' 2025年3月31日の者 ※復活申請をした場合	←						→		新有効期限 (2028. 3. 31)			
② 2026年3月31日の者 (期限内に更新)			←						→ 新有効期限 (2029. 3. 31)			
③ 2027年3月31日以降の者 (期限内に更新)					←				→ 新有効期限 (2030. 3. 31)			
	1年		2年		3年				3年			
	0年		1年		2年				3年			
	0年		0年		1年				2年			3年

(注) 1. ②の者は2025年度内に更新をしなければ、2026年4月1日以降は降格の対象となる。

2. 2025年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)

3. 2027年3月31日が有効期限の者が2025年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2030年3月31日となる。

4. ①' 有効期限が2025年3月31日の者については、復活手数料を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2028年3月31日となる。